

天理市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

天理市長 並 河 健

天理市規則第11号

天理市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則
天理市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年3月天理市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給等）

第14条の2 条例第17条の2第1項において準用する給与条例第21条第1項、第2項、第3項及び第5項に規定するフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給、不支給及び一時差止めについては、常勤の職員の例による。

第22条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給）

第22条の2 条例第27条の2第1項に規定する規則で定める日並びに同条第2項に規定する規則で定める方法及び任命権者が市長の定める基準に従って定める割合については、前3条の規定を準用する。この場合において、第20条中「条例第27条第2項」とあるのは「条例第27条の2第2項」と、第21条中「条例第27条第2項に規定する規則で定める割合」とあるのは「条例第27条の2第2項に規定する任命権者が市長の定める基準に従って定める割合」と、第22条中「条例第27条第1項の規定により支給されるパートタイム会計年度任用職員への期末手当」とあるのは「条例第27条の2第1項に規定する市長が規則で定める日」と、「に、」とあるのは「とし、」と、「に支給する」とあるのは「とする」と読み替えるものとする。

別表第2中

「

936円
1,123円

」を「

996円以上
1,192円以上

」に改める。

1,499円
1,310円
936円
936円
1,188円

1,514円
1,357円
996円以上
1,010円以上
1,252円

」

」

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。